

○環境省令第十五号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十四、第十八条の十五第三項並びに第十八条の十七第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月七日

環境大臣 石原 伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第三号を削り、同項第四号中「届出をする者」を「特定工事を施工する者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十六条の四第一号ニ中「現場責任者」を「特定工事を施工する者の現場責任者」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第十六条の四の次に次の六条を加える。

(特定工事に該当しないことが明らかでない建設工事)

第十六条の五 法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

(解体等工事に係る説明の時期)

第十六条の六 法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工

事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

（解体等工事に係る説明の事項）

第十六条の七 法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 調査を終了した年月日

二 調査の方法

三 調査の結果

（特定工事に係る説明の事項）

第十六条の八 法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。

（解体等工事に係る揭示の方法）

第十六条の九 法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第十六条の十 法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 調査を終了した年月日

三 調査の方法

四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

別表第七の一の項の下欄口中「作業場」の下に「及び前室」を加え、同欄中ニをチとし、ハをホとし、ホの次に次のように加える。

へ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いる

ことにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。

別表第七の一の項下欄口の次に次のように加える。

ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

別表第七の四の項下欄イ中「イからニまで」を「イからチまで」に改める。

様式第三の四を次のように改める。

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事
殿
市長

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏 名			
特定粉じん排出等作業の種 類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱 材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落 とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を 除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実 施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の 対象となる建築物等の概 要	建築物（耐火・準耐火・その 他） 延べ面積 m ² （ 階建） その他工作物	※備考
	特定工事を施工する者の 現場責任者の氏名及び連 絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排 出等作業を実施する場合 の当該下請負人の現場責 任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

様式第八裏面中「、特定粉じん排出者」の次に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、田主施工者」を、 「特定粉じん発生施設の状態」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況」を加え、 「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に、 「特定工事」を「、解体等工事」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に行われている特定粉じん排出等作業に係るこの省令による改正後の別表第七の規定の適用については、同表の一の項の下欄ハ及びヘ中「初めて」とあるのは、「この省令の施行後初めて」とする。

3 この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る第十六条の六の規定の適用については、同条中「解体等工事の開始前までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、当該工事に係る特定粉じん排出等

作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに「とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。